

大学改革支援・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価/大学 機関別選択評価について

令和元年 6 月

大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価等説明会

1

認証評価とは

学校教育法第109条（平成14年改正による）

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価**を行い、その**結果を公表**するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）**による**評価（以下「認証評価」という。）**を受けるものとする。

2

認証評価とは（令和元年度の学校教育法改正）



学校教育法第109条（令和2年度施行予定）

（新設）

- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（括弧内略）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 **大学は**、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 **文部科学大臣は**、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

3

大学機関別選択評価とは



- ◆機構が独自に行う第三者評価
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することができる。
 - 機構の認証評価を受ける場合でも、大学が希望する年度に申請できる。
- ◆機構が定める選択評価事項について実施
 - 選択評価事項 A: 研究活動の状況
 - 選択評価事項 B: 地域貢献活動の状況
 - 選択評価事項 C: 教育の国際化の状況
- ◆質の保証とは別に、**個性の伸長及び特色の明確化**を目的とする。
 - 大学が定める目的の達成について段階を判定

4

認証評価は大学の教育の質を保証

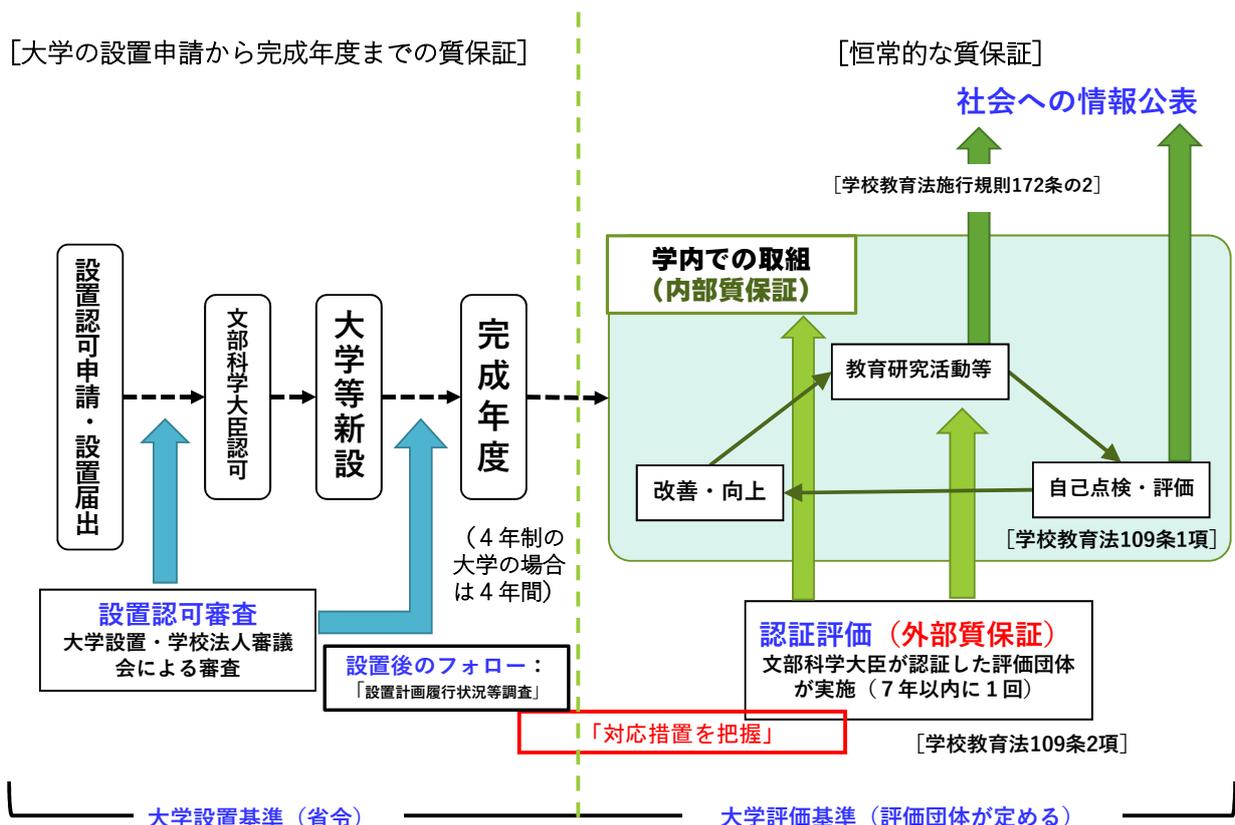
◆内部質保証

- 大学の質保証は、第一義的には、その大学自身が行うもの。
- 1991年：自己点検・評価の努力義務化
- 1999年：設置基準において義務化・外部検証の努力義務化
- 2002年：学校教育法において自己点検・評価の義務化

◆外部質保証（第三者機関による質保証）

- 2004年：学校教育法において認証評価の義務化
- 2018年：細目省令において内部質保証の認証評価の義務化
- 2020年：学校教育法において適合認定の規定、大学の義務、行政の義務を明文化
- 質保証の2段階モデル：大学設置基準による設置認可（事前規制）と大学評価基準による認証評価（定期的な事後確認）どちらも「基準」を設けて評価する。
- 認証評価は、個々の大学の質を保証するとともに、日本の大学システムの質を保証する。

日本における高等教育質保証のシステム：設置認可と大学評価



平成27,28年度における省令等改正



◆学校教育法施行規則165条の2第1項の2

(平成29年4月1日から施行)

◆学校教育法施行規則第172条の2

(平成29年4月1日から施行)

◆大学設置基準第42条の3、大学院設置基準第43条

(平成29年4月1日から施行)

◆大学設置基準第2条の3、大学院設置基準第1条の4

(平成29年4月1日から施行)

◆学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（「細目省令」）第1条、第2条

(平成30年4月1日から施行)

⇒ **今年度からの3巡目認証評価に反映済み**

7

平成28年3月改正省令の主な改正内容



◆大学に対する要請

(学校教育法施行規則、大学設置基準等改正)

- 3つのポリシーの策定・公表
- SD及び教職協働

◆評価機関に対する要請

(細目省令改正)

- 「内部質保証」（へ）、「3つのポリシー」（ち）を認証評価すること。
- とくに、「内部質保証」は「重点的に認証評価を行う」こと。
- ステークホルダーの関与の増大（第1条第1項第四号）
- 評価機関自身の自己点検・評価を行うこと。

8

大学改革支援・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価

参照資料:

『大学機関別認証評価:実施大綱』

『大学機関別認証評価:大学評価基準』

9

大学機関別認証評価の目的

1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

基本的な方針1 大学評価基準の策定

- ◆大学の教育研究活動等の質を保証するために、「大学評価基準」を策定し、その総合的な状況を評価
- ◆基準を満たしていることを、第三者が確認、公表することが社会に対して大学の質を保証すること。
- ◆大学評価基準の策定にあたっては、大学関係者のみならず、広く社会に意見を聞き、大学の教育研究活動等への理解を深められる評価基準を策定

11

基本的な方針2 教育活動を中心とした評価

- ◆評価の対象は教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況（学校教育法第109条第1項）
- ◆ただし、認証評価においては、すべての大学が行っている教育活動を評価の中心とする。
「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（学校教育法第83条）

12

基本的な方針3 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価

- ◆質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、**改善を要する点**として指摘
- ◆質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について**優れた点**として明示
- ◆それぞれの大学が設定する目的を踏まえて、教育研究活動等における取組とその**成果**を評価
- ◆改善を要する点に対する**対応状況を継続的に確認**

第1条第1項第5号

認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

基本的な方針4 内部質保証の重視

内部質保証： 大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、質を維持し向上を図る仕組み、すなわち内部質保証の体制が整備され機能していることを**重点的に評価**

- 体制が整備されていない ⇒ 大学評価基準を満たしていない。
- 体制が優れて機能している ⇒ 明記して、「対応」する。

➤ 重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合については、次回評価の中で、例えば、実地調査における確認事項の簡素化や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を弾力化・効率化することも考えられる。（「大学分科会」審議まとめ）

- ◆ 自己評価書には、内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応及びその根拠となる資料・データ等の記載を求める。
- ◆ ただし、自己点検・評価を大学は20年以上行っており、その体制の強化を大学に求めることは「細目省令」の趣旨ではない。
⇒ 3巡目においては体制整備を確認したうえで、改善向上との結びつきに着目する。

基本的な方針5 学習成果を重視した評価

◆学生の身につけた知識や能力、経験の質の重要性を踏まえ、学習成果を重視

- 学習成果の測定、把握の状況(すなわち、成績評価とそれに基づく学習指導)を確認
- 卒業・修了の状況(卒業率等)、資格取得(教育、医療、社会福祉等)の状況、卒業論文等の質を評価
- 在学生、卒業生、雇用者等の各種関係者が大学からの意見聴取などへ参画することを求めている。

大学教育の質的転換を促進していくためには、大学教育を通じて、学生が「何を学んだか」ではなく「何を身に付け、何ができるようになったか」という観点を重視して学生の学修成果の把握・評価を行い、どのような評価に基づき大学として学位を授与したかについての説明を果たせるようにすることが重要である。このため、認証評価機関においても、例えば、三つのポリシーとも照らして大学が学生の学修成果をどのように把握・評価しているかという点について、評価を行うことが有効である。また、学修成果と社会との接続の観点から、卒業者の進路状況について評価を行うことも期待される。(大学分科会「審議まとめ」)

15

基本的な方針6 大学関係者等による公正な評価

◆大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者(ピア)、すなわち大学管理者及びその経験者、大学教員等が中心となって評価 ⇒ ピアレビュー

◆社会の幅広い理解と支持を得つつ、その関心を反映できるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、個別の判断の根拠を明示し透明性を高め、かつ、大学関係者による利益相反(関係大学の評価への介入、現状を安易に是認すること等)を排除して、公正性を担保。

16

基本的な方針7

国際的な質保証の動向との整合性

- ◆大学評価基準の策定及び評価の実施にあたって、高等教育の質保証に関して国際的に標準的な視点と手法との整合性をとり、国際的にも参照される評価を実施
 - マレーシア資格機構との学士課程の評価プロセスの相等性に係る共同比較調査及びそれにもとづく相互信頼の共同声明（2017）
- ◆各国、各地域の高等教育質保証は見直しの時期にはいりつつあるので、動向の把握が重要
 - 各国評価機関との定期的な情報交換
 - 各国の動向の把握：ESGの改訂（2015）、USDEの動向（単位の実質化、アクレディテーション機関の規制等）、発展途上国における高等教育・質保証制度の整備等

17

高等教育質保証に係る国際的動向

- ◆学習成果と雇用可能性（employability）
 - 米国における展開（College PortraitからCollege Scorecardへ）
 - Competencyを基礎とする学習成果の評価
- ◆画一基準・ピアレビューによる定期的評価から指標を活用したリスクベース評価への移行
 - 英国、オーストラリアにおける取組
- ◆機関別評価とプログラム認定
 - オランダ、ドイツにおける両者の組み合わせ
 - 台湾における機関別認定の任意化
- ◆資格枠組みと学位
 - 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の発効
 - 学生流動性促進の中での対応（ディプロマサプリメント等）

18

評価の方法

- ◆ 大学は、自己評価書を作成する。
- ◆ 機構は、自己評価書を分析し、実地調査（訪問調査）を実施し、基準ごとの判断を行い、それを総合して大学評価基準を満たしているか否かの判断を評価結果として決定し、社会に公表し、大学等に通知する。
- ◆ 自己評価の位置づけの変化
 - 内部質保証の一環としての自己（点検）・評価は、あえていえば、評価の対象
 - 認証評価における自己評価書の作成と提出は認証評価の一部

19

書面調査と訪問調査

- ◆ 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- ◆ 書面調査は、各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- ◆ 訪問調査は、教職員（責任者、一般）との面談、学生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。また、訪問調査に先駆けて、卒業（修了）生、高等学校関係者、企業関係者、自治体関係者等からの意見聴取を実施する。

20

評価の実施体制

- ◆ **大学機関別認証評価委員会**：国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- ◆ **評価部会**：評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。
- ◆ **評価チーム**：評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編制する。
- ◆ **運営小委員会**：各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成する。

21

機構による基準ごとの判断

- ◆ 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示。
- ◆ 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等の教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断し、機関別に評価する。
- ◆ 改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断。

22

大学評価基準に係る機構の判断



◆すべての基準を満たしている場合

⇒ 大学評価基準を満たしていると判断（適合認定する）

◆満たしていない基準があった場合

1. すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認

⇒ 確認できた場合、大学評価基準を満たすと判断（適合認定する）

⇒ 確認できない場合、大学評価基準を満たさないと判断

（適合認定しない）

2. 【重点評価項目】として位置づける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準を満たさないと判断（適合認定しない）

23

改善を促し、個性の伸長に資する 評価内容



◆評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断に併せて、大学が特に記す成果に基づいて

- 優れた点
- 改善を要する点 を指摘。

◆重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に、高く評価

24

ただし、

令和元年度の学校教育法改正（再掲）

（令和2年度施行予定）

- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（括弧内略）が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。**
- 6 **大学は**、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「**適合認定**」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 **文部科学大臣は**、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の**提出を求める**ものとする。

25

追評価

- ◆大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる。
- ◆追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

26

評価のスケジュール

自己評価担当者の研修・評価担当者の研修

- 自己評価書提出（6月末）
- 書面調査 ⇒ 評価部会（8月）
- 書面調査結果、確認事項の通知（9月）
- 訪問調査（10月～11月） ⇒ 評価部会（12月）
- 評価結果（案）通知（1月）
- 評価結果（案）に対する意見申立て
- 評価結果確定（3月）
- 公表

27



3 巡目の基準の構成 『大学機関別認証評価：大学評価基準』

教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される27の基準から構成

- 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準
- 領域2 内部質保証に関する基準
- 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準
- 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
- 領域5 学生の受入に関する基準
- 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、【重点評価項目】として位置づけ

28

領域 1

教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1 - 1

教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準 1 - 2

教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準 1 - 3

教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

※「大学等の目的」：大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

29

領域 2

内部質保証に関する基準

基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2 - 2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2 - 3 【重点評価項目】

内部質保証が有効に機能していること

基準 2 - 4

教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

基準 2 - 5

組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

30

領域 3

財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3 - 1

財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準 3 - 2

管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準 3 - 3

管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準 3 - 4

教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準 3 - 5

財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準 3 - 6

大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

領域 4

施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1

教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

- 教育のための附属施設、情報資源活用環境、授業外学習環境等

基準 4 - 2

学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

- 学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5 - 1

学生受入方針が明確に定められていること

基準 5 - 2

学生の受入が適切に実施されていること

基準 5 - 3

実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

33

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 1

学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6 - 2

教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6 - 3

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6 - 4

学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6 - 5

学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6 - 6

教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6 - 7

大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6 - 8

大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

34

3 巡目に重視する基準、方法



1. 内部質保証に関する評価（重点評価項目 基準2-1、2-2）
2. 信頼できる評価機関による評価の結果や資料の活用
3. 3つのポリシーに関する評価（基準5-1、6-1及び6-2）
4. フォローアップの仕組み（『大綱』7 改善状況の継続的確認）
5. 訪問調査実施方法の改善
6. 評価業務の効率化

35

1. 内部質保証に関する評価



- ◆内部質保証に関する基準を重点評価項目として位置付け⇒ 外形的な整備、実績に注目して評価する方針
 - ・ 体制（基準2-1）及び手順（基準2-2）の整備を必須
 - ・ 優れて取り組んでいる場合には特に高く評価（段階的な評価結果の明示）
- ◆内部質保証に関して優れた取組を実施しているとされた大学に関して次回以降に効率的な評価を行う具体的な対応は、3巡目の評価を実施しつつ検討

このような方法を導入することに伴い、重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合については、次回評価の中で、例えば、実地調査における確認事項の簡素化や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を弾力化・効率化することも考えられる。 [「審議まとめ」(p.5)]

36

1. 内部質保証に関する評価

【基準2-1の考え方】

体制が明文的に規定されていることを求める。

- ◆中核となる委員会等、機関別質保証体制の統括責任者、自己点検・評価の責任者、改善・向上活動の責任者、委員会等の構成員が規程等において確認できること
- ◆教育研究上の基本組織ごとに、その組織等の長、その下で質を保証されるべき教育課程、教育課程ごとの質保証の責任者が規程等において確認できること
- ◆施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関する自己点検・評価に基づく質の改善・向上の体制を規程等から確認できること

37

1. 内部質保証に関する評価

【基準2-2の考え方】

手続きが明文化してあることを求める。

- ◆教育課程の質に関する機関別体制による確認手順
 - ・学位授与方針が大学等の目的に則していること
 - ・教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合的であること
 - ・学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること
(学士レベル、修士レベル、博士レベル等)
- ◆各教育課程に関する点検項目に基準6-1から基準6-8が含まれていること
- ◆施設及び設備、学生並びに支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法
- ◆機関別内部質保証として定めるべきこと
 - ・関係者からの意見聴取の仕組み
 - ・対応措置について検討、立案、提案する手順
 - ・対応措置を実施する手順
 - ・計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法を決定する手順

38

2. 信頼できる評価機関による 評価の結果や資料の活用

領域6の基準ごとの分析を行う際に信頼できる第三者機関による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができる。

◆信頼できる第三者評価機関の要件

- 1) 学校教育法第110条第2項に基づいて認証された評価機関
- 2) 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関（たとえば、JACME, JABEE）
- 3) 設立後一定期間を経過し、その分野において代表的な評価機関、または法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行う機関、その他相応の根拠により大学機関別認証評価委員会において要件を満たすと判断した機関（たとえば、JABPE）

◆評価等の根拠となる判断基準、判断方法の相当性

領域6の各基準の内容に相当する分析が行われたうえで評価がなされていること

◆手順

年度ごとに大学の意向を聴取して、上記2点に関する機構の調査にもとづき認証評価委員会が判断し、大学に通知。評価にあたっては、基準2-1、2-3と連携

39

3. 3つのポリシーに関する評価

- ◆内部質保証に関する基準2-2の判断のため、三つの方針の策定等に大学が責任を持っているかどうかを分析
- ◆学生の受入や教育課程と学習成果に関する基準5-1、6-1、6-2で、3つのポリシーそのものを「認証評価する」。
- ◆3つのポリシーに関する評価では、改正された学教法施行規則第165条の2に留意し、『ガイドライン』を参考にして判断

第165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（略）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（略）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

『ガイドライン』では、各ポリシー間の順序関係とポリシーの構成要素を示唆している。

40

4. フォローアップの仕組み

- ◆評価結果において改善を要する点として機構が指摘したものに関して、大学に改善状況の提出を「**対応状況報告書**」として求め、機構が改善されたと判断した場合には、その旨を評価結果に**追記する形で公表**

- 評価実施年度から**3年以内**に
- 改善を要する点として指摘された事項へ**対応状況**（改善できていない場合にも）を
- **根拠資料・データ**とともに提出

41

5. 訪問調査実施方法の改善

- ◆**訪問調査時の面談対象から卒業生・修了者を除外**

⇒所定日時に来学を依頼することの困難（大学の負担）

⇒面談対象者が大学周辺で就業する者に限定される。

（評価根拠の不十分性）

- ◆**意見聴取者の拡大**（平成28年3月改正細目省令の趣旨を尊重）⇒**地方公共団体、企業等**

これらの対象者に対して、大学の協力を得て、ウェブを利用して直接的に意見聴取を実施（令和2年度から実施。元年度については試行）その他、面談対象者の柔軟な設定

- ◆**確認事項を大学に送付する時期を前倒し**

⇒同時期に全大学に送付（元年度から実施）

※回答期間は、従来通り3週間

42

6. 評価業務の効率化

- ◆ 2巡目までの評価結果をもとに評価対象とする内容を精査（大学等の目的、専攻科・別科、附属施設等）
- ◆ 自己評価書の構成・内容・様式を改善
 - ・ 原則として根拠資料・データへの参照又はその要約の特定をもって、自己評価書の記載内容とする。
 - ・ すなわち、2巡目で求めてきた各基準の下に設けられた観点ごとに「観点到係る状況」と「分析結果とその根拠理由」を記述することを求めない。
- ◆ 「紙」のやりとりを全廃 ⇒ 評価業務の透明化
- ◆ 基本的データについては、大学ポートレートを介しての共通基本データ様式によって提出

43

大学機関別選択評価

参照資料

『大学機関別選択評価：実施大綱 選択評価事項』

選択評価とは

- ◆大学機関別選択評価は、機構が1巡目において実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- ◆大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - 大学が希望する年度に申請が可能

45

選択評価の目的

1. 選択評価事項について大学を評価することにより、大学の**個性の伸長及び特色の明確化**に役立てる。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の**改善**に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して**社会に分かりやすく示す**。

46

選択評価事項

- ◆ 選択評価事項 A : 研究活動の状況
- ◆ 選択評価事項 B : 地域貢献活動の状況
← 1 巡目 : 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
- ◆ 選択評価事項 C : 教育の国際化の状況
← 平成25年度から新たに追加。

各選択評価事項とも原則P-D-C-Aの枠組みで観点を構成

47

目的の達成状況を4段階で判断

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』（p.5～）

- ◆ 目的の達成状況を中心に4段階で判断
 - 極めて良好である (S)
 - 良好である (A)
 - おおむね良好である (B)
 - 不十分である (C)
- ◆ 「優れた点」「改善を要する点」を抽出
選択評価事項ごとに、観点の分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を抽出
 - 個性の伸長
 - 取組、成果
 - 目的達成の観点から達成の状況

48

選択評価事項 A

－ 研究活動の状況 －

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2(p.17～)

49

- 認証評価では、大学の活動を、主として、教育の視点から評価する。
- ◆選択評価事項 A では、教育の視点からは十分把握することが難しい研究活動の状況の評価する。
- ◆全教員の研究実績に対する 1 次評価を基に、研究活動の状況を部局別に分析する。
- ◆部局別の評価を総合して、大学全体の評価を行う。

50

これまでの優れた点



- ◎21世紀科学研究機構におけるバーチャル研究所の設置による研究推進体制を整備し、分野・部局横断型、戦略的・学際的な研究プロジェクトを推進することが、新たな産学連携拠点の整備や教育カリキュラムの提供、大学院専攻の設置等、教育研究及び社会貢献活動の活性化につながっている。（大阪府立大学）
- ◎医学研究科臓器再生医学の研究グループでは、「iPS細胞を用いた代謝性臓器の創出および治療法開発」を行っており、世界に先駆けてiPS細胞から血管構造を持つ機能的なヒト臓器の原基を創り出すことに成功している。（横浜市立大学）
- ◎複合先端研究機構では、『Nature』等の国際的評価の高い学術誌へ論文発表、科学研究費助成事業基盤研究（S）及び若手研究（A）への採択、朝日賞の受賞、新学術領域への参画、科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業「CREST」の実施等、複数の大型研究プロジェクトの実施を含む質の高い研究活動が行われている。（大阪市立大学）

51



選択評価事項 B — 地域貢献活動の状況 —

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2(p.21～)

52

◆地域貢献活動の例

- 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画
- COC及びCOC+事業等の取組の実施による体制整備

◆「地域」の範囲は、特に、限定しない。

- 大学の目的や状況に応じて適宜判断

53

これまでの優れた点

- ◎出前講義や高大連携教育による地域の高等学校との教育連携や、公開講座や幼稚園、保育園、老人クラブ等の訪問による地域住民の健康増進に資する普及・啓発活動等、地域を対象にした活動を活発に行い、それぞれにおいては高い満足度を得ている。（九州歯科大学）
- ◎教員地域貢献活動支援事業において、自治体、地域団体等から提案された課題に対する教員の活動を公募し、採択された活動に助成金を支給することで、地域課題の解決を目的とする調査、研究等の取組を推進している。（横浜市立大学）
- ◎地元金融機関及び県内企業出資のクラウドファンディング運営会社の創設に協力し、イノベーション人材育成プログラムの提供、創業者教育を推進し、地域の活性化に取り組んでいる。（山口大学）
- ◎当該大学が代表校となり北九州市内の諸大学が連携して、まちなかESDセンターを開設し、持続発展教育推進のための地域実践活動を行い、多くの市民が活動に参加している。（北九州市立大学）

54

選択評価事項 C

－ 教育の国際化の状況 －

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2(p.23～)

55

◆教育の国際化に向けた活動について、目的の達成状況を評価するための観点に加えて、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

◆教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

－ 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

－ 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

－ 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

56

選択評価事項における“評価”

『大学機関別選択評価 評価実施手引書』（p. 6～）

◆目的の達成状況を中心に 4 段階で評価

- 極めて良好である (S)
- 良好である (A)
- おおむね良好である (B)
- 不十分である (C)

◆選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を 4 段階で評価

- 一般的な水準から卓越している (S)
- 一般的な水準を上回っている (A)
- 一般的な水準にある (B)
- 一般的な水準を下回っている (C)

57

これまでの優れた点

- ◎国際環境工学研究科が実施している「戦略的水・資源循環リーダー育成（S U W）」事業は、外国人学生を環境リーダーとして認定するとともに、手厚い受入及び支援体制を備えており、当該事業で学んだ修了生は、企業、行政機関や大学・研究分野における基幹的、中堅的役割を果たし始めている。（北九州市立大学）
- ◎国際環境工学部及び国際環境工学研究科では、中国やA S E A N地域を対象とした短期留学生受入プログラム「環境未来都市構築のための戦略的エネルギー・環境リーダー育成短期受入れプログラム」を実施しており、毎年60人程度の学生を受け入れている。（北九州市立大学）
- ◎短期海外派遣学生の単位修得率が、科目ナンバリング制度を活用した厳密かつ効率的加えて安定的な単位認定によって、平成25年度が96.3%、平成26年度が97.4%、平成27年度が96.5%と高い。（桜美林大学）
- ◎副学長（企画・国際担当）の配置による国際化分野でのリーダーシップの確立、留学生・国際交流委員会による全学への共有体制、国際センターによる恒常的な事務執行体制、アメリカ、中国等5か所の海外拠点により、国際化事業の推進体制を確保している。（桜美林大学）
- ◎国際化に対応することを可能とした組織と体制が整備されてきているが、とりわけアメリカ、中国、モンゴルに海外拠点を整備し、留学生募集、試験実施等の積極的な活用を図っている。（桜美林大学）

58

認証評価／選択評価は
大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

自大学の質の向上を図るとともに、
社会に対し、その特長をアピールする機会！